原告の訴えを却下する。 訴訟費用は原告の負担とする。 実 事

当事者双方の申立て

(原告)

被告が原告に対し昭和三八年一二月二六日付でした運転免許停止処分を取り消

訴訟費用は被告の負担とする。

(被告)

原告の訴えを却下する。

(若し右本案前の申立てにして理由がないときは、)

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

原告の請求原因

一 被告は、昭和三八年一二月二六日、原告に対し、原告の所有する普通自動車運 転免許証の使用を昭和三八年一二月二六日から昭和三九年二月一三日までの五〇日 間停止するとの処分をし、同日その旨を原告に通知した。

右処分の理由とするところは、要するに、原告が昭和三八年一一月一二日ダツ トサン五九年式普通貨物自動車(第四や四三九四号)を運転し、誤つて、訴外Aの 運転する第二種原動機付自転車(大田区第四六四四五号)に衝突させ、同訴外人に 全治三週間程の傷害を与えた、というのである。

しかし、原告には運転上の義務違反はなく、右の事故は全く被害者たる訴外A の一方的な過失によるものである。

いま、その事情を詳述すると、次のとおりである。 原告は、昭和三八年一一月一二日午前七時半頃、東京都大田区<以下略>先の産 業道路西側に面し、呑川に架せられた川下橋を越えて約一〇〇メートル北方に下つ た地点にある須山貸ガレージに、貨物自動車を入庫させるため、約五〇メートル手前より時速を二〇キロメートル位に落し、左寄りに徐行し、かつ、三〇メートル手前より方向指示器をあげ、バツクミラーで後方に進行車のないことを確認したうえで、歩道との距離を約一、五メートルに縮めつつ併進し、車庫入口近くにいたり、 徐々に車を左側に寄せ、左側方向指示器を点滅して左折の合図をし、更に時速を五 キロメートル位に減速して左折しようとした。ところが、後方川下橋の方より直進 してきたAのオートバイは、目標を右車庫の前方約四〇メートルの地点にある交さ 点においていたため、減速措置を講ずることなく、漫然と四〇キロメートルの速度で近接し、原告車が方向指示器を点滅させて徐々に左側に車寄せしていることに注 意を払わず、目前で原告車が左折しばじめたのを発見し、あわててブレーキの操作をあやまつたか、ブレーキが故障していたためか、斜後方から原告車の左側側面に 激突したものである。右の事情は、被害者の車の右側足踏みの金棒(平らでかつ鉄 棒の直径に等しい厚さの硬いゴムで取り巻いてある。)が原告の車体(硬質厚さ 一、二糎の鋼鉄製。)に突き刺さつたことからみても明らかである。

したがつて、原告には右の事故について何らの責任はなく、本件処分は、被害 者たるAの一方的な言い分のみに基づいてなされた違法なものであるというべきで ある。

第三 被告の答弁と主張

(本案前の主張)

本件免許の停止期間は、当初原告主張の五〇日間であつたが、その後被告は、昭 和三九年一月一七日道路交通法一〇三条三項後段同法施行令三九条二項によりこれ を二五日間短縮した。よつて、本件免許停止処分は、同年一月一九日期間が満了 し、同日その効力を失うにいたつたものであるが、それより三年七か月も経過した 今日においては、本件処分の取消しによつて回復すべき法律上の利益は存在してい ないのであるから、本件訴えは、これを追行しうる利益を失つたものというべきで ある。

(請求原因に対する答弁)

原告主張の請求原因事実中、一および二の事実ならびに原告がその主張のごとく 減速し、方向指示器により左折の合図をなし、道路を左折横断しようとしたことは 認めるが、その余の事実はすべて否認する。

(被告の主張)

原告は、当日貨物自動車を運転し、羽田街道を羽田方面から品川方面に向かい許 容最高時速約四〇キロメートルで進行し、大森八丁目、七三七番地先に差しかかり、道路の左側にある路外駐車場に乗り入れるべく左折横断しようとした際、方向 指示器による合図をし、時速二〇キロメートルに減速しただけで、漫然左折横断の 挙に出たため、原告の左後方を時速約二五キロメートルで直進していたAのオート バイの前部に原告車の左側ドアーの部分を接触させ、よつて、同人に対し右下腿骨折兼右足関節脱臼なる加療約五〇日を要する傷害を与えたものである。このこと は、右事故によつて原告車の軸間中央部すなわち運転台附近の左側にあたる前部ド アー下のボデーに破損の痕跡が残つていることや、事故現場の状況等の示すごと く、原告が路外駐車場に入るために左折横断しようとして極めて短時間、短距離の 間にハンドルを左一杯に切つたこと等からみて、明らかである。 第四 証拠関係(省略)

まず、被告の本案前の抗弁について判断する。 本件運転免許の停止期間は、当初昭和三八年一二月二六日から昭和三九年二月一 三日までの五〇日間であつたが、被告が昭和三九年一月一七日道路交通法一〇三条 三項後段、同法施行令三九条二項によりこれを二五日間短縮したことは、原告の明 らかに争わないところであるから、本件運転免許停止処分は、右昭和三九年一月一 九日の経過により、その効力を喪失するにいたつたものというべきである。

ところで、道路交通法一〇三条および同法施行令三八条、四〇条の二の規定によ れば、公安委員会は、道路交通法違反に対する行政処分の種類、程度を決定するに は、その停止処分が過去一年以内になされたものだけに限られることとなつており、他に、右の前歴の故をもつて被処分者を不利益に取り扱いうることを認めた法 令の規定はない。

もつとも、かかる前歴が将来受けることあるべき道路交通法違反事件の刑事処分 等において情状等として斟酌されることがあるとしても、そのことは、免許停止処分がもたらす事実上の効果にすぎないというべきであり、また、免許停止処分自体 一種の制裁として被処分者の名誉、信用等を毀損するものであることは否定しえな いが、その違法な権利侵害に対して損害賠償請求の訴えを提起するには、予め当該免許停止処分が取り消されていることを必要とするものではない。

されば、仮に本件免許停止処分が違法であるとしても、処分の日たる昭和三八年 二月二六日より起算して満一年を経過した昭和三九年一二月二五日以後において は、判決によつてこれを取り消してみても、原告に法律上の利益を回復させる余地 はなく、本件訴えは、爾後その利益を喪失するにいたつたものというべきである。

よつて本件訴えは、本案について判断を加えるまでもなく、不適法なものとして 却下することとし、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判官 渡部吉隆 中平健吉 斎藤清実)